

「平成十九年八月二日から同月四日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、以下のとおり指定を行うこととしました。

政令の概要

8月2日から同月4日にかけて、台風第5号の影響により、西日本の各地と東北地方の日本海側の一部では暴風雨となり、大分県や宮崎県などを中心に大きな被害が生じた。

今回の政令は、「平成19年8月2日から同月4日までの間の暴風雨による災害（台風第5号）」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定するものである。

被害の発生状況

農地、農業用施設及び林道関係（8/30現在）

（単位：億円）

	農地	農業用施設	林道	合計
復旧事業費の見込額	25.1	17.7	8.3	51.1

適用すべき措置の概要**（1） 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）**

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（84% 94%（農地、過去5年間の実績））

（2） 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

政令第二百九十五号

平成十九年八月二日から同月四日までの暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十九年八月二日から同月四日までの暴風雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成十九年台風第五号（同年七月二十九日に北緯十八度二十分東経百四十四度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同年八月四日に北緯四十一度三十五分東経百四十	

一度三十五分において熱帯低気圧となったものをいう。()によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。